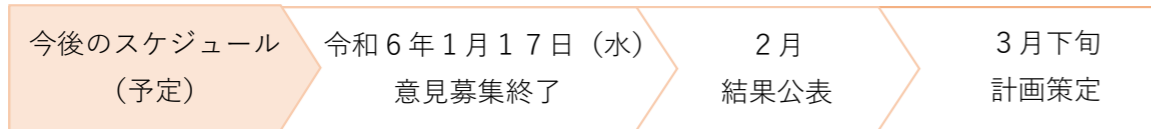


検討体制と今後のスケジュール

素案の策定にあたっては、関係区局25課で構成する「ホームレス自立支援等に関する関係区局連絡会議」を庁内検討組織として位置付けるとともに、学識経験者や支援団体代表者、地域住民等からの意見を拝聴するため、「ホームレス等総合相談推進懇談会」を開催するなどし、検討を行ってきました。



第5期「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」素案へのご意見・ご提案を募集します

募集期間 令和5年12月19日（火）～令和6年1月17日（水）

提出方法 郵送、FAX、電子メールでご意見をお寄せください。（様式は問いません）

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kf-entai@city.yokohama.jp

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当宛

※メールの件名は「第5期実施計画意見」と表記してください。

(2) 郵送の場合（※当日消印有効）

郵送先：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当宛

(3) ファクシミリの場合

FAX番号：045-664-0403

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当宛

注意

- いただいたご意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、市ウェブサイトで公表します。個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- 電話や口頭によるご意見の受付には対応しかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス・FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

その他

素案は、下記ページに掲載しているほか、各区役所広報相談係、市庁舎1階市民情報センター及び健康福祉局生活支援課援護対策担当（横浜市中区本町16F）でご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/homeless/homeless.html>

【お問合せ】横浜市 健康福祉局 生活支援課援護対策担当

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-2425 FAX：045-664-0403 電子メール：kf-entai@city.yokohama.jp



第5期「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」素案

皆様のご意見を募集します

募集期間：令和5年12月19日～令和6年1月17日

横浜市では、ホームレスの自立の支援等に関する施策の総合的な推進を図るため、「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下、「実施計画」といいます。）を策定しています。現行の第4期実施計画が令和6年3月末をもって終了となることから、このたび、令和6年4月以降の新たな計画の「素案」を取りまとめました。この「素案」について、皆様からの声をお聞きし、計画を策定して参りますので、是非ご意見・ご提案をお寄せください。

計画の位置づけ

- 根拠法 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）
- 計画期間 第5期実施計画 令和6年度～令和10年度までの5か年
ただし「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の期限まで（※現在令和9年8月までの時限立法）
- 計画策定にあたっては、「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果を踏まえ、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）等に則して策定する必要があります。
- 実施計画は、本市におけるホームレスの実態に応じた施策を計画的かつ効果的に行うとともに、更なる推進を目的として、基本的な施策の方向性を示すものです。

ホームレスに関する現状

全国的にホームレス数は減少傾向にあります。全国的に、高齢化・長期化の傾向があり、横浜市にも同様の傾向は伺えるものの、横浜市では平均年齢が59.9歳（前回調査61.7歳）、路上生活10年以上のホームレス割合が23.1%（前回調査25.2%）と若干異なる傾向を示しています。新たにホームレスになった比較的若年の層が見られたことが影響しています。

【主な自治体別ホームレス数の推移】

	平成31年調査	令和2年調査	令和3年調査	令和4年調査	令和5年調査
全国	4,555人	3,992人	3,824人	3,448人	3,065人
横浜市	458人	381人	378人	285人	247人
東京23区	1,033人	818人	800人	703人	604人
大阪市	1,002人	982人	943人	923人	841人
川崎市	285人	214人	182人	161人	132人

【市内のホームレスの現況】（ ）内の数値は全国数値

	平成24年調査	平成28年調査	令和3年調査
平均年齢	59.8歳(59.3歳)	61.7歳(61.5歳)	59.9歳(63.6歳)
路上生活期間が10年以上の方の割合	21.6%(26.0%)	25.2%(34.6%)	22.9%(38.8%)

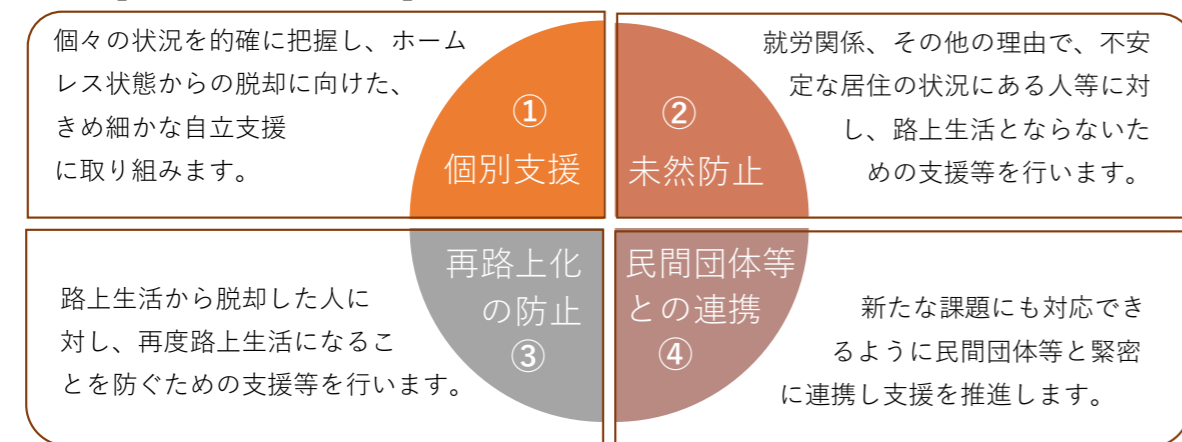
第4期実施計画の施策評価

第4期実施計画における9つの取組方針について施策評価を行いました。各取組に対する評価概要は以下のとおりです。

- 1 **就労自立の支援** 評価 ○
新型コロナウイルス感染症の感染拡大下、自立支援施設入所者が減少しましたが、就労支援により一定の就労自立退所率を維持しました。就職実現が難しい場合は目標を見直し、個々の状況に応じた自立を支援しました。
- 2 **安定した居住場所確保の支援** 評価 ○
緊急時の連絡先確保が困難な方や高齢者等で生活維持可能な定期収入が見込める場合でも賃貸契約締結が難しい場合がありますが、自立支援施設利用者の民間住宅への入居支援において、居住先の円滑な確保に努めてきました。
- 3 **保健・医療の確保の支援** 評価 ○
巡回相談や自立支援施設における健康相談支援等により、ホームレスの健康維持・改善に努めました。また、結核対策等の取組により早期発見や適正な医療受診につながり、結核患者罹患率は着実に減少しています。
- 4 **個々の状況に応じたきめ細かな支援** 評価 ○
個々の状況に応じて、自立支援施設退所後の安定した自立生活を見据えて支援を実施しました。一般アパートへの居住支援や施設入所、住民票など各種公的手続きの支援、依存症への対応なども丁寧に行うことが出来ました。
- 5 **再び路上生活となることを防止する支援** 評価 △
新型コロナウイルス感染症の感染拡大下で自立支援施設の退所後支援の実施が困難になりました。調査の結果、人間関係理由での退職や家賃支払い困難等の理由で路上生活を繰り返している人の割合が増加しました。
- 6 **ホームレスとなるおそれのある人への支援** 評価 ○
住居確保給付金の支給件数増や就労支援事業の利用者増など、生活困窮者自立支援制度の活用や、新型コロナウイルス感染症に対応した給付金・貸付金等を通じ、生活困窮者がホームレス状態にならないよう取り組みました。
- 7 **人権擁護** 評価 ○
様々な機会を捉えてホームレスの人権に関する研修や教育、啓発の推進に、継続的に取り組むことができました。ホームレスへの差別・偏見の防止にも取り組みました。
- 8 **地域の生活環境の改善及び安全・安心の確保** 評価 ○
巡回相談等や、関係機関と連携して、ホームレスの所在の迅速な把握に努めました。長期間ホームレス状態の方へは、地域社会の理解と協力を得ながら、公共施設の適正利用の確保に努めつつ、粘り強く相談支援を行いました。
- 9 **市民や民間団体との連携** 評価 ○
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、連携が困難な状況もありましたが、ワクチン接種や臨時給付金等の支援について、民間団体等と連携、協力しながら対応を行うことができました。

第5期実施計画におけるホームレス自立支援施策の推進方策

横浜市では、市内のホームレスの現状を踏まえ、国の基本方針に則しながら、次の『4つの基本的な考え方』及び『9つの取組方針』を継承し、各課題に対する取組をさらに推進していきます。



第5期実施計画における各課題に対する取組方針

- | | |
|-----------|---|
| 取組方針
1 | ホームレスの就業の機会の確保
利用者一人ひとりの状況に応じた自立支援計画を策定し、きめ細かな就労支援を実施します。直ちに就労が困難な方に対しては、基礎的な知識や技術の習得等の支援を行います。 |
| 取組方針
2 | 安定した居住場所確保の支援
新たな住宅セーフティネット制度の活用等により、長期継続的な住まいの確保に向けた居住支援を推進します。 |
| 取組方針
3 | 保健・医療の確保に向けた支援
保健医療職による巡回相談の実施や自立支援施設における看護職員の配置等により、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援等を実施します。 |
| 取組方針
4 | 個々の状況に応じたきめ細かな支援
年齢層や性別、就労状況、疾病、家族関係等、多様化、複雑化する個々の事情を的確に把握し、関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じた社会生活の自立に向けて支援します。 |
| 取組方針
5 | 再び路上生活となることを防止する支援
本人が確保した居宅を一定期間訪問し、相談・支援を行い地域生活の安定化を図る退所後支援や関係機関等との連携強化により、再び路上生活とならないように支援します。 |
| 取組方針
6 | ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人への支援
生活困窮者自立支援制度やその他の施策等の活用により、路上生活とならないように未然防止の支援に努めます。市ウェブサイトやSNS等による情報提供を行い、早期相談につなげます。 |
| 取組方針
7 | 人権擁護
人権研修の実施、人権講演会等での啓発パネルの展示など様々な機会を捉えて人権啓発・人権擁護に取り組みます。学校においても、人権尊重の精神を基盤とした教育の推進を図ります。 |
| 取組方針
8 | 誰もが安全・安心にらせるまちづくり
関係機関と連携し、ホームレスはもとより、市民の誰もが安全・安心にらせるまちづくりを進め、公園等公共施設の適正な利用を確保します。 |
| 取組方針
9 | 市民や民間団体との連携
新たな課題にも対応できるよう、ホームレス等総合相談推進懇談会や、ホームレスに対する生活支援活動を行う民間団体等との連携を図りながら、ホームレスの自立支援を推進します。 |